都城市PRロゴを一般に開放

紫舟氏が手掛けた都城市PRロゴの利用を一般に無料開放します。



〇利用できるPRロゴのイメージ



- ・縦バージョンと横バージョンの2種類です。
- ・縦横の比率同一にした拡大、縮小は可能。
- ・変形や切り離し等はできません。

〇申請に必要なもの

- ①利用申請書
- ②会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料
- ③ P R ロゴの利用状況が分かる完成見本等
- ④その他市長が必要と認める資料
- ※上記を基に許諾又は不許諾の決定をします。

〇申請しなくても利用できるもの

- ①個人的に使う年賀状等や自社内で使う資料
- ②報道機関による報道目的での利用

〇利用できる例

- ①市内で生産又は加工された農林畜産物や加工品(食品・木材・工業製品等を含む)
- ②市内の事業所が加工した菓子類や弁当等の包装紙や紙袋類
- ③その他市のPR及びイメージアップに寄与すると認められるもの

〇利用できない例

- ①PRロゴが商品そのものと誤解されるもの「系域」弁当」等
- ②企業名や企業ロゴとしての利用
- ③その他PRロゴや市のイメージを損なうおそれがあると認められる場合